

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く環境

1 社会的な状況

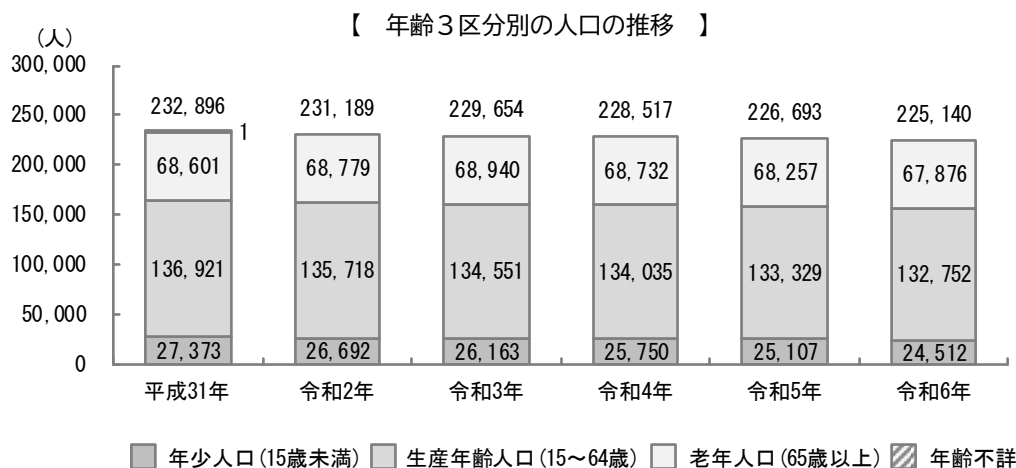
(1) 少子化の進行

ア 人口の推移

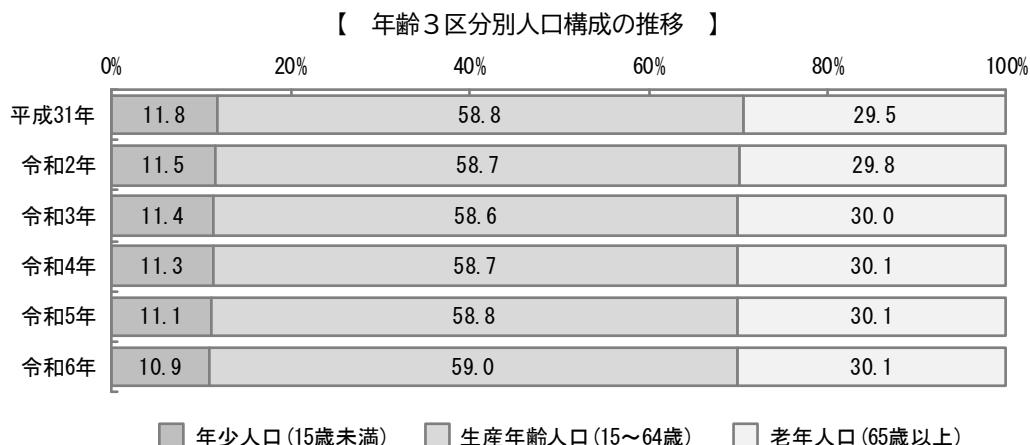
(ア) 市全体の推移

本市の人口の推移をみると、平成31年の232,896人以降ゆるやかな減少傾向がみられ、令和6年には225,140人となっています。

年齢3区分でみると、年少人口（15歳未満）は減少しており、令和6年には24,512人となっています。増加が続いていた老年人口（65歳以上）は令和3年の68,940人をピークに、その後は減少に転じています。年齢3区分別人口構成の推移でみると、年少人口（15歳未満）の割合は平成31年では全体の11.8%でしたが、令和6年には10.9%と減少が続いています。一方、老年人口（65歳以上）の割合は令和3年に30.0%に達し、その後は横ばいで推移しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

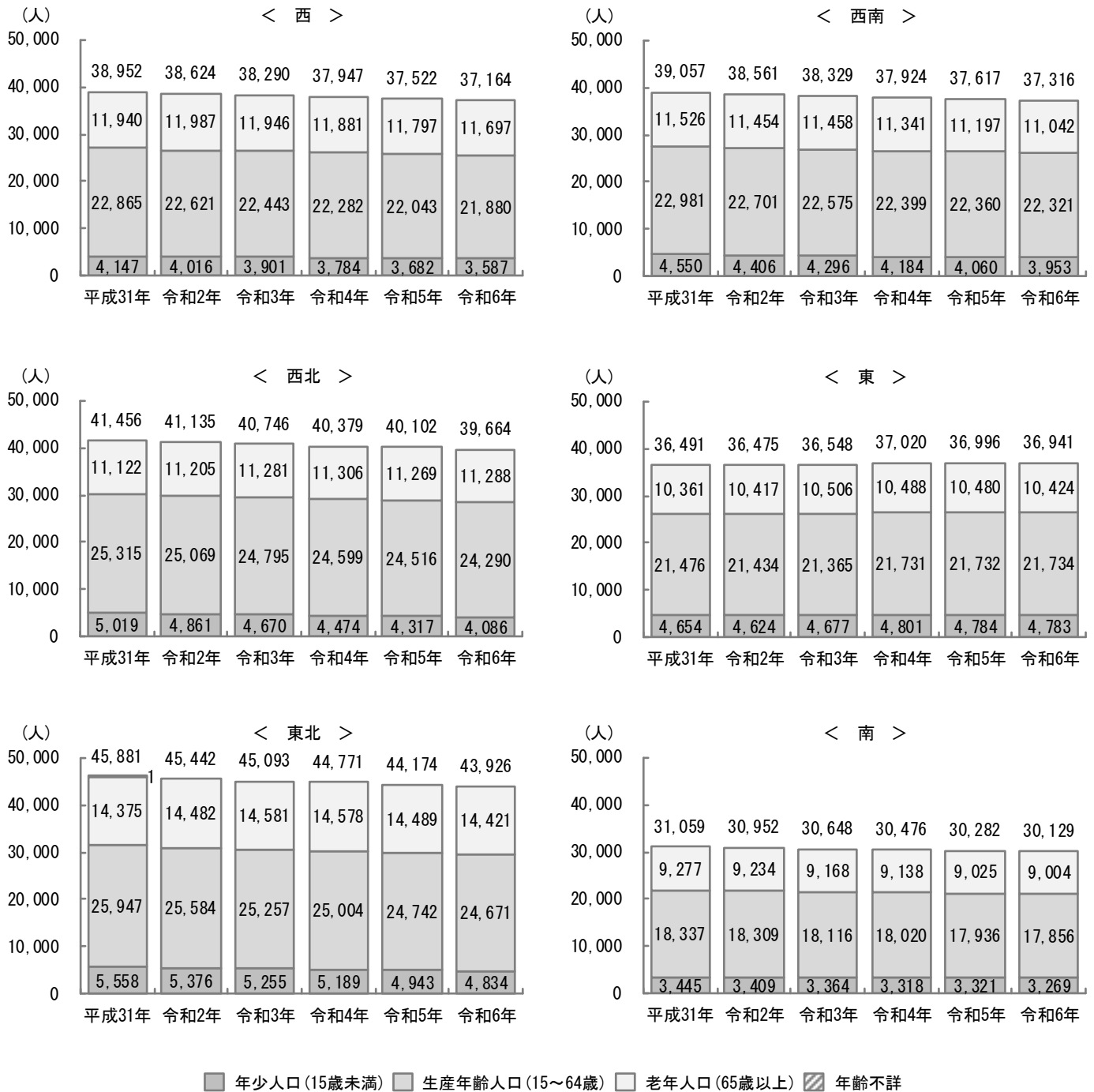


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(イ) コミセンエリア別の推移

コミセンエリア別にみると、西エリア、西南エリア、西北エリア、東北エリアはいずれも年少人口（15歳未満）が平成31年に比べて500人以上減少しています。特に西北エリアの減少幅は933人と大きくなっています。南エリアも年少人口（15歳未満）は減少していますが、減少幅は比較的小さくなっています。一方、東エリアの年少人口（15歳未満）は令和2年（4,624人）から令和4年（4,801人）にかけて大きく増加しました。

【 コミセンエリア別にみた年齢3区分別の人口の推移 】

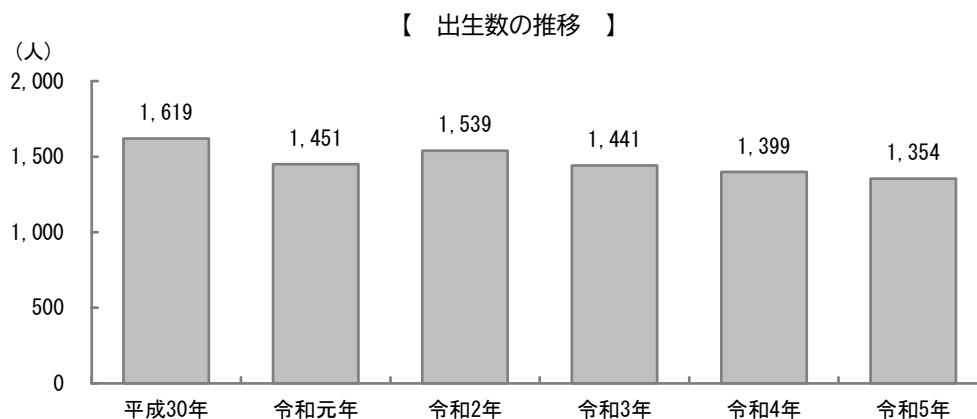


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

イ 出生の動向

(ア) 出生数の推移

本市の出生数は、平成30年以降減少傾向にあり、令和5年は平成30年より265人少ない1,354人となっています。

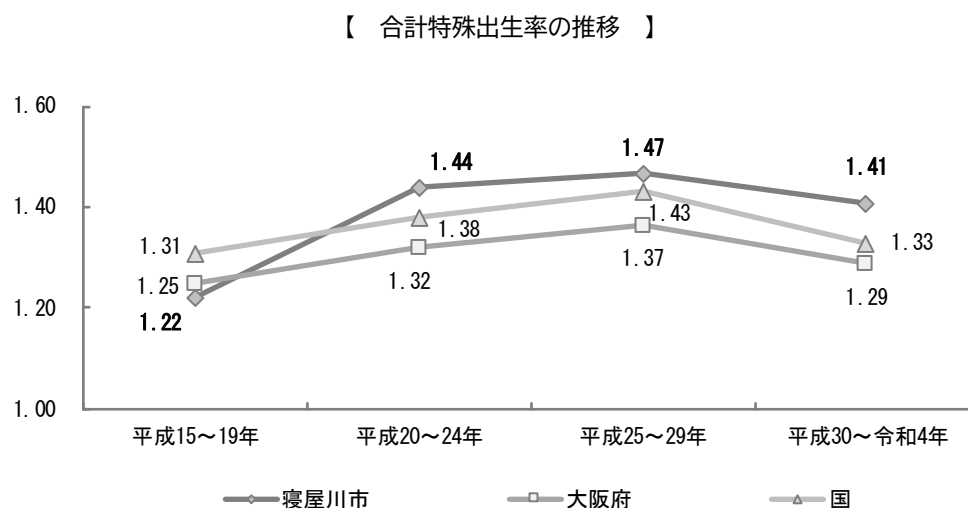


資料：寝屋川市統計書

(イ) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む子どもの平均の数）をみると、平成25～29年には1.47まで上昇したものの、平成30～令和4年には1.41とやや減少しています。

また、大阪府及び国（全国平均）と比較すると、平成15～19年には大阪府、国より下回っていましたが、平成20～24年以降は、本市が大阪府、国を上回っています。



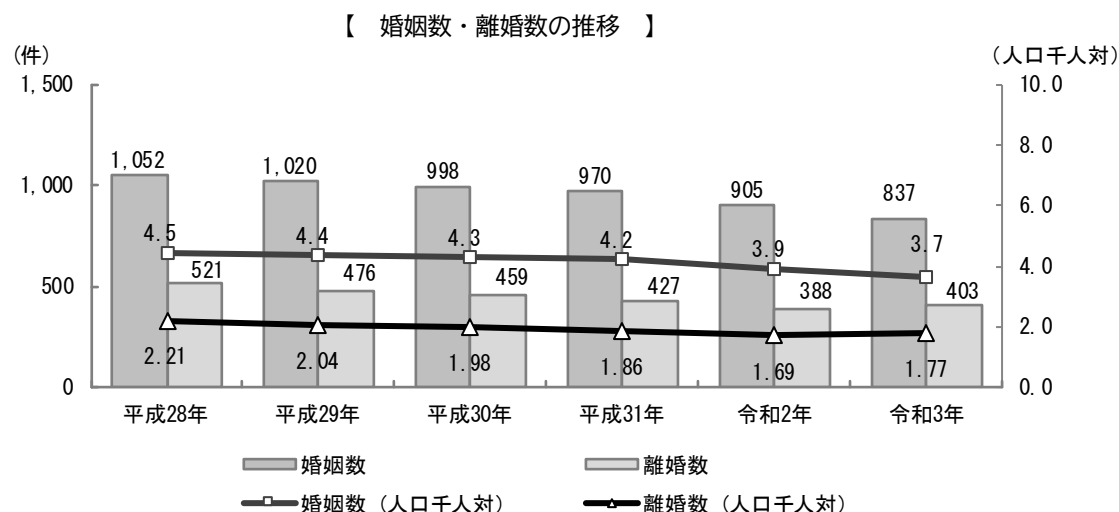
資料：人口動態保健所・市区町村別統計（人口動態統計特殊報告）

ウ 婚姻・離婚の動向

(ア) 婚姻数・離婚数の推移

本市の婚姻数は減少が続き、平成30年には1,000件を下回りました。令和3年の婚姻数は837件と、平成28年と比べて215件少なくなっています。

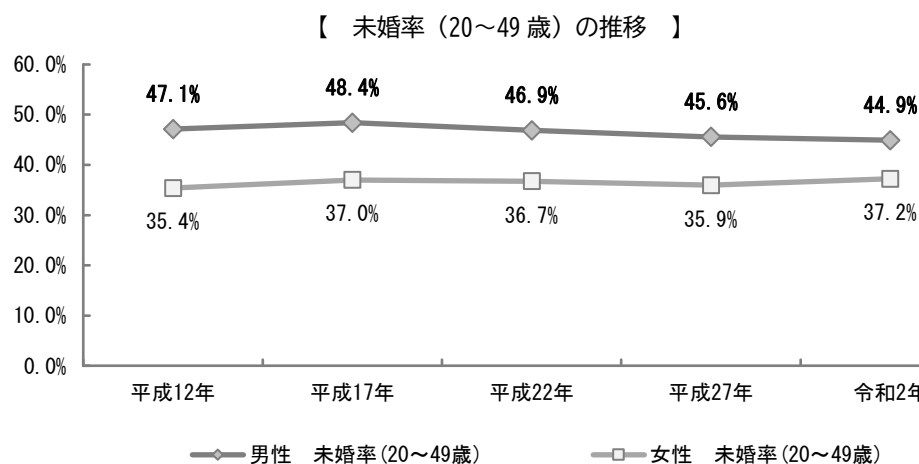
離婚数は減少傾向が続いていましたが、令和3年は403件と前年より件数が多くなっています。



資料：人口動態統計

(イ) 未婚率（20～49歳）の推移

本市の未婚率（20～49歳）の推移をみると、平成12年から令和2年にかけて、男性は5割弱、女性では4割弱で推移しています。



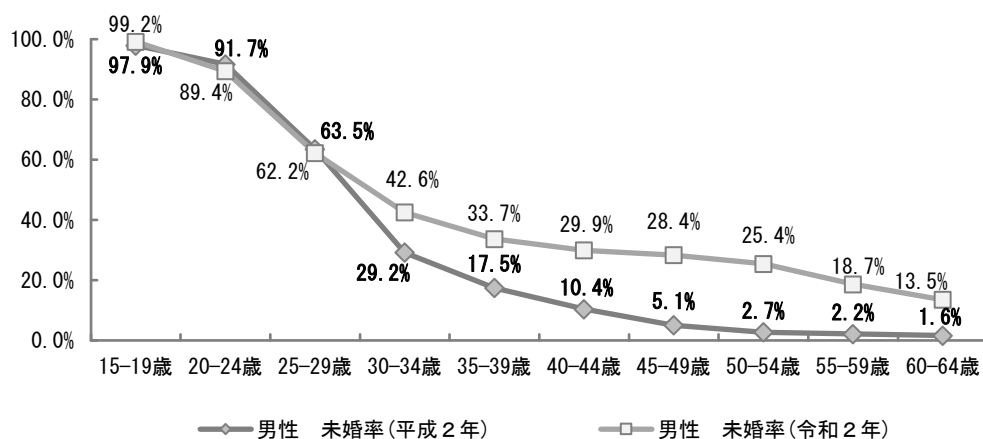
資料：国勢調査

(ウ) 年齢別未婚率（平成2年・令和2年）

本市の平成2年、令和2年の年齢別未婚率（15～64歳）をみると、男性では30歳代以上で平成2年と令和2年の差が大きくなっており、特に45～54歳の未婚率が上昇しています。

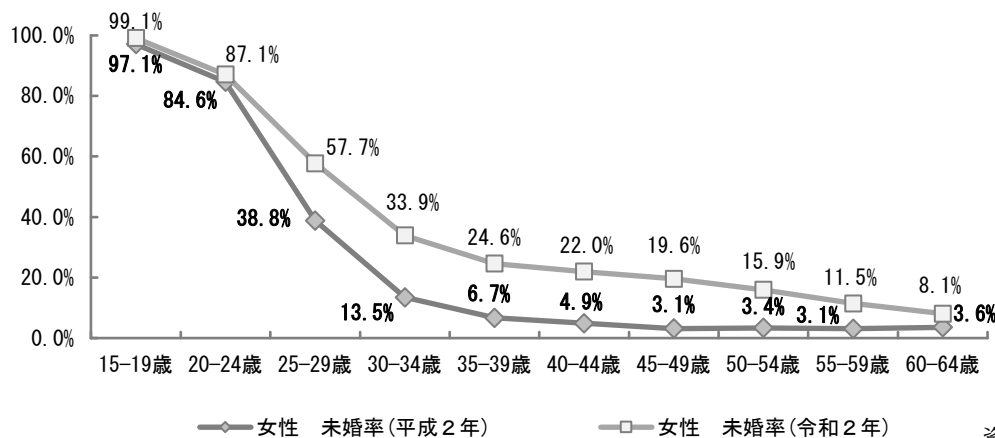
女性では、25歳以上で平成2年と令和2年の差が大きくなっており、特に30～34歳の未婚率が上昇しています。

【 男性 年齢別未婚率の推移（平成2年・令和2年） 】



資料：国勢調査

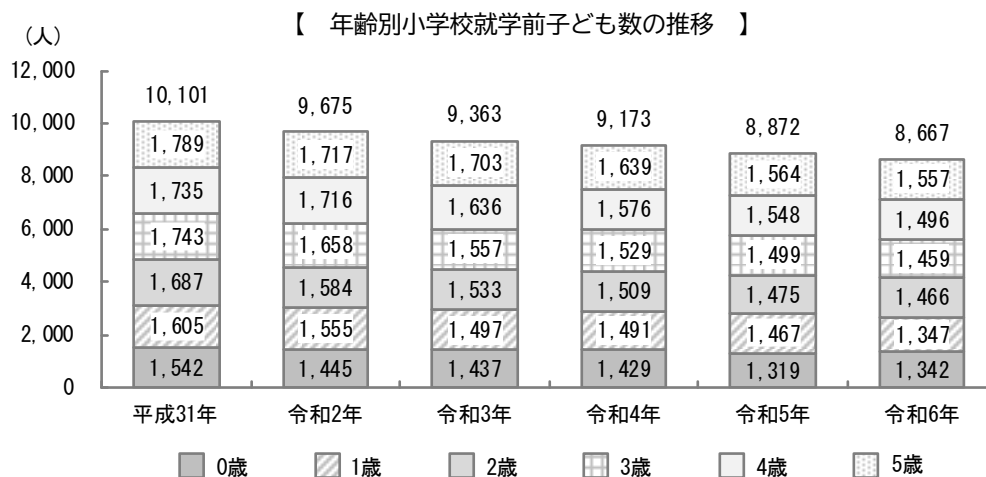
【 女性 年齢別未婚率の推移（平成2年・令和2年） 】



資料：国勢調査

エ 年齢別小学校就学前子ども数の推移

本市の年齢別小学校就学前子ども数の推移をみると、平成31年の10,101人が令和6年には8,667人と、1,434人の減少となっています。年齢別にみると、いずれの年齢も平成31年と比べて200人以上減少しています。



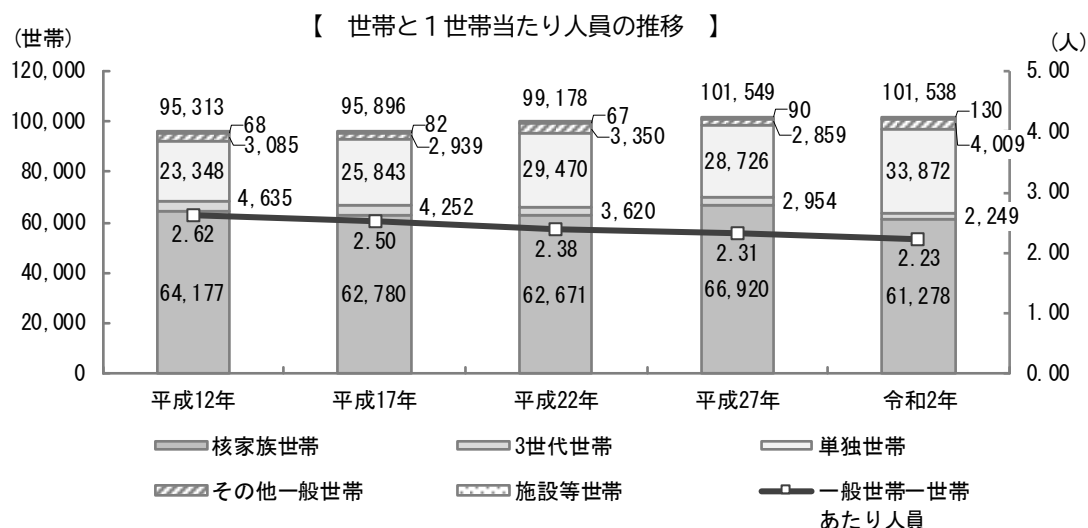
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

（2）世帯の動向

ア 世帯と1世帯当たり人員の推移

本市の世帯数は、平成12年の95,313世帯が平成27年には101,549世帯と増加が続いていましたが、令和2年は101,538世帯と平成27年よりやや減少しています。内訳をみると、単独世帯は増加傾向が続き、令和2年では3世帯に1世帯は単独世帯となっています。3世代世帯については平成12年以降一貫して減少傾向が続き、令和2年には2,249世帯となっています。

また、1世帯あたりの人数は一貫して減少しています。

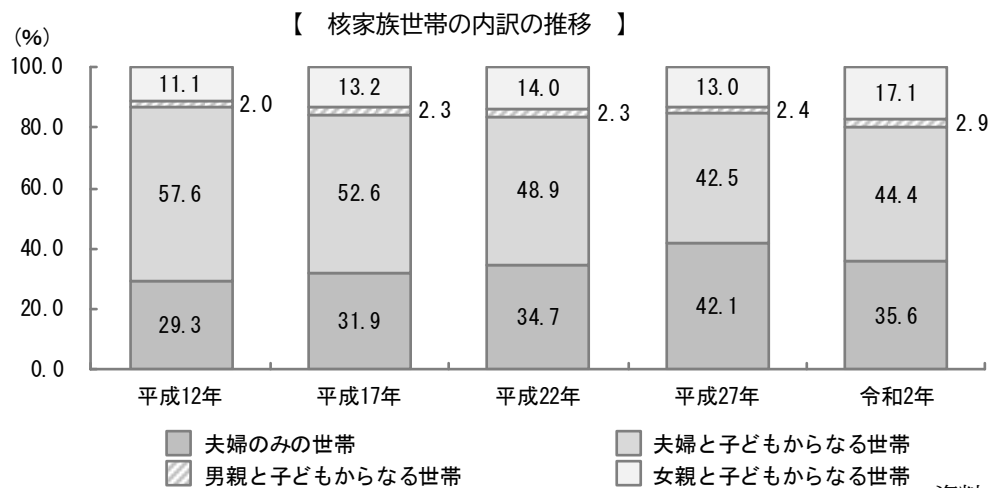


資料：国勢調査

※ 一般世帯—世帯あたり人員は、施設等の世帯を除く一般世帯における1世帯当たりの人員です。

イ 核家族世帯の内訳の推移

本市の核家族世帯の内訳の推移をみると、平成12年から平成27年にかけて夫婦のみの世帯の割合が増加していましたが、令和2年は平成27年よりも「夫婦と子どもからなる世帯」の割合が増加しています。

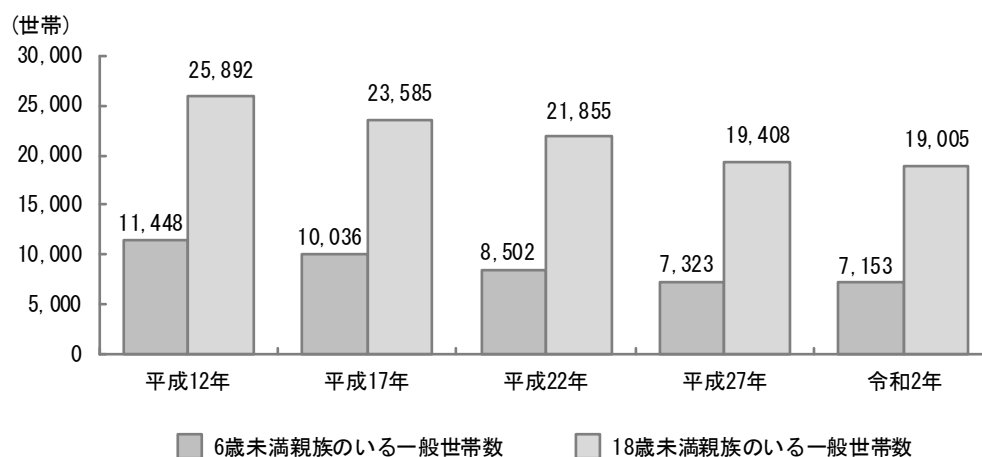


資料：国勢調査

ウ 子どものいる世帯の推移

本市の子どものいる世帯の推移をみると、6歳未満親族のいる一般世帯数、18歳未満親族のいる一般世帯数ともに減少傾向が続き、令和2年度には18歳未満親族のいる一般世帯が19,005世帯、うち6歳未満親族のいる一般世帯が7,153世帯となっています。

【 6歳未満及び18歳未満の子どものいる世帯の推移 】

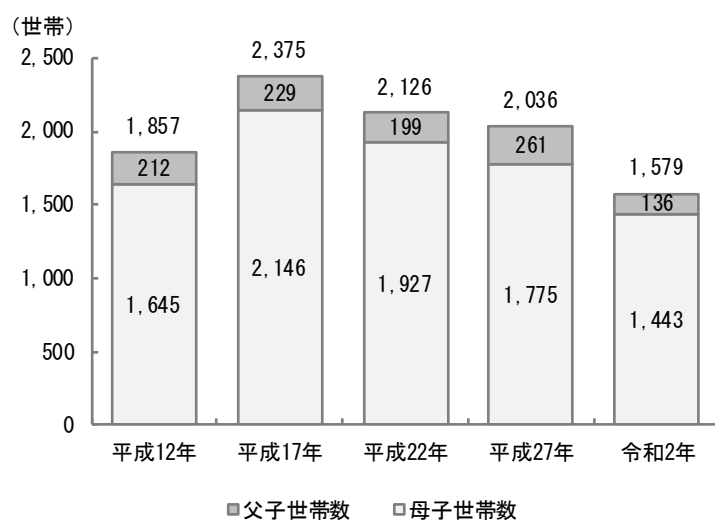


資料：国勢調査

エ ひとり親世帯の推移

本市のひとり親世帯の推移をみると、平成 17 年をピークに減少して令和 2 年には 1,579 世帯となっています。内訳をみると母子世帯は平成 17 年の 2,146 世帯が令和 2 年には 1,443 世帯と 703 世帯減少しています。父子世帯は令和 2 年には 136 世帯と平成 12 年以降最も少なくなっています。

【 母子世帯・父子世帯の推移 】



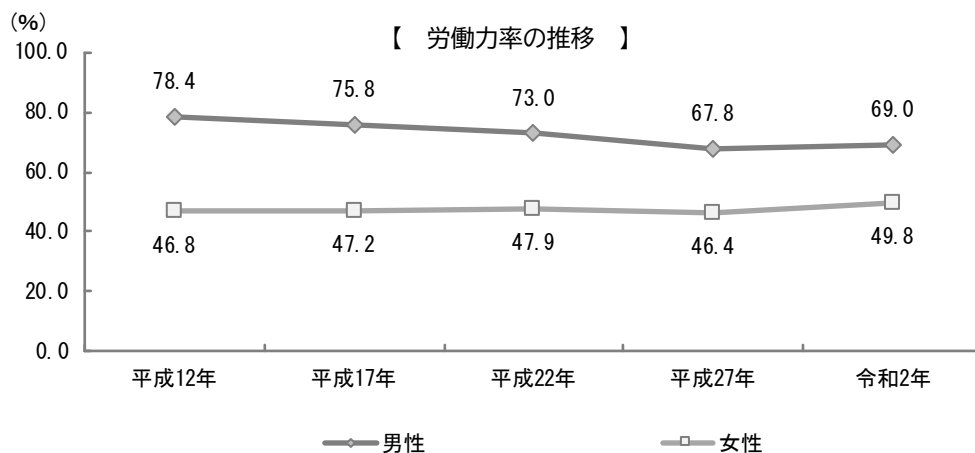
資料：国勢調査

(3) 働く女性の状況

ア 労働力率の推移

(ア) 労働力率の推移

本市の労働力率の推移をみると、平成 27 年までは男性の労働力率は減少傾向、女性の労働力率は横ばい傾向となっていました。令和 2 年は男女とも平成 27 年より労働力率が増加しています。

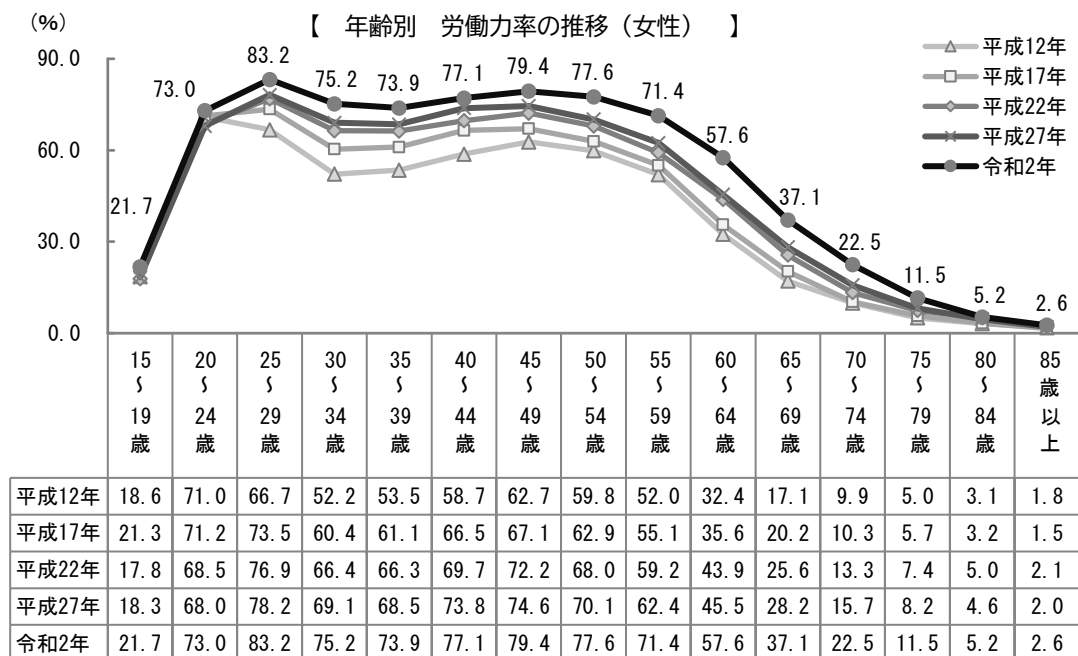


資料：国勢調査

※ 労働力率は、労働力状態「不詳」を除いて算出しています。

(イ) 女性の労働力率の推移

女性の労働力率の推移を年齢別にみると、30～34 歳、35～39 歳、40～44 歳の労働力率は、平成 12 年には 50% 台でしたが、令和 2 年には 70% を超えています。また、55～59 歳、60～64 歳、65～69 歳の労働力率も平成 12 年に比べて大きく上昇しています。



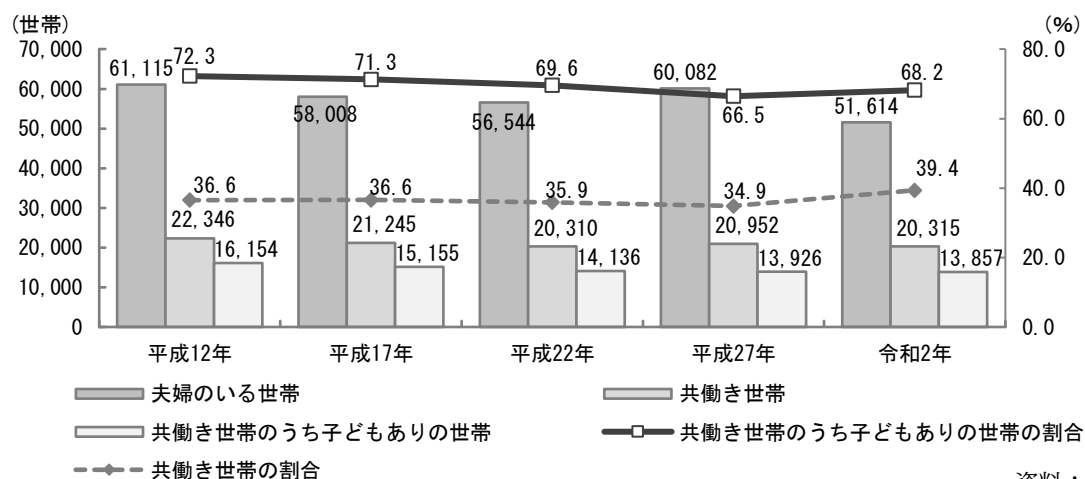
資料：国勢調査

※ 労働力率は、労働力状態「不詳」を除いて算出しています。

イ 共働き世帯の状況の推移

本市の共働き世帯の状況の推移をみると、平成 12 年の 22,346 世帯以降減少し、令和 2 年では 20,315 世帯となっています。ただし、夫婦のいる世帯数も減少していることから割合は 36.6% から 39.4% に上昇しています。共働き世帯のうち子どもありの世帯の割合も減少が続いていましたが、令和 2 年には 68.2%（13,857 世帯）と、平成 27 年よりも割合が高くなっています。

【 共働き世帯の状況の推移 】



資料：国勢調査

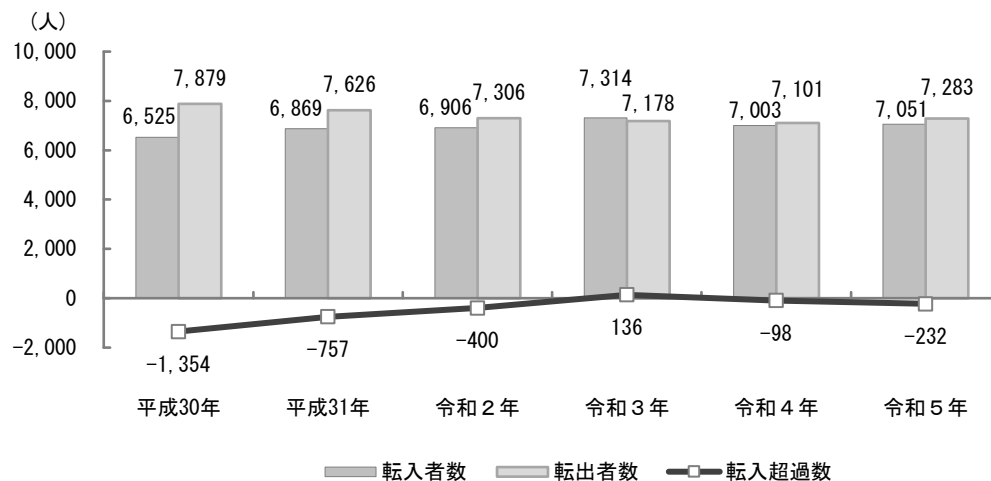
(4) 転入・転出の状況

ア 転入・転出者数の推移

(ア) 転入・転出者数の推移

本市の転入・転出者数の推移をみると、平成30年から令和3年にかけては、転入者数が増加しており、令和3年には転入超過となっています。令和3年以降は転入者数7,000人程度で推移しています。

【 転入・転出者数の推移 】

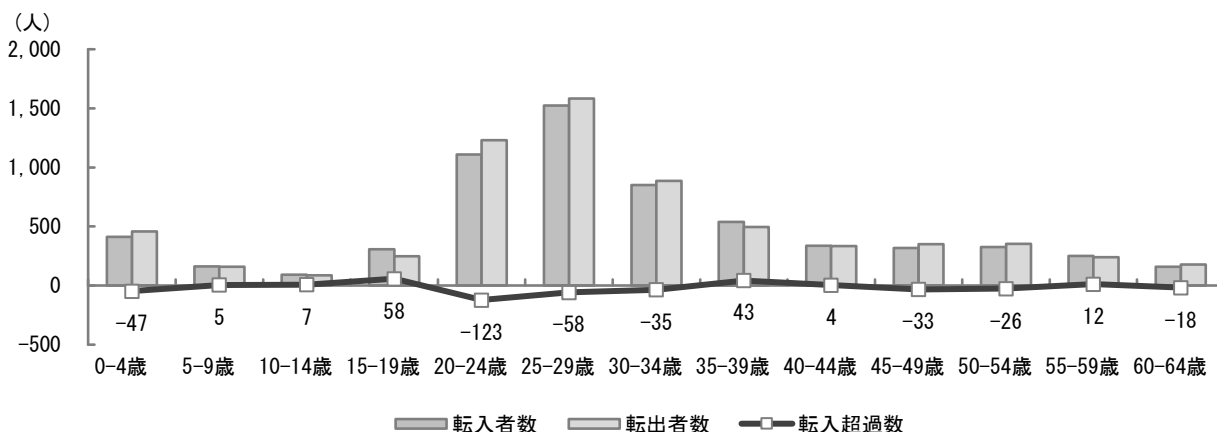


資料：住民基本台帳人口移動報告

(イ) 年齢別転入・転出者数

本市の年齢別（64歳以下）転入・転出者数（令和5年）をみると、転入者数、転出者数ともに20歳代が最も多くなっています。

【 年齢別転入・転出者数の推移（令和5年） 】



資料：住民基本台帳人口移動報告

2 教育・保育等の状況

(1) 教育・保育施設の状況

ア 小学校就学前子ども数と教育・保育施設の在籍者数の推移

小学校就学前子ども数と教育・保育施設の在籍者数の推移をみると、令和6年度の小学校就学前子ども数のうち幼稚園・保育施設の在籍者数の割合は70.6%で、令和元年度の在籍者数の割合67.4%と比べると3.2ポイント高くなっています。

【 小学校就学前子ども数と教育・保育施設の在籍者数の推移 】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校就学前子ども数 (人)	10,101	9,675	9,363	9,173	8,872	8,667
幼稚園・保育施設(人) 在籍者数	6,811	6,566	6,456	6,271	6,152	6,116
在籍割合(%)	67.4	67.9	69.0	68.4	69.3	70.6

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）、保育課（保育施設 各年4月1日現在）・学務課（幼稚園 各年5月1日現在）

※ 保育施設とは、保育所、認定こども園（保育所部分）、事業所内保育事業所（地域枠）のことになります。

※ 幼稚園・保育施設の在籍者数には、市外幼稚園・市外保育施設を利用する市内在住児童を含み、市内保育施設を利用する市外在住児童を含んでいません。

イ 幼稚園等の状況（認定こども園（幼稚園部分）【1号認定】を含む）

(ア) 幼稚園等の定員数と在籍者数の推移

幼稚園の定員数と在籍者数の推移をみると、幼稚園の在籍割合は令和6年度には57.3%と、令和元年度の71.6%と比べて14.3ポイント低くなっています。

【 幼稚園の定員数と在籍者数の推移 】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
定員数(人)	3,011	3,018	3,017	3,007	2,825	2,839
幼稚園在籍者数(人)	2,157	2,045	1,931	1,806	1,740	1,626
在籍割合(%)	71.6	67.8	64.0	60.1	61.6	57.3

資料：学務課（各年5月1日現在）

※ 幼稚園在籍者数には、市外幼稚園を利用する市内在住児を含まず、市内の私立幼稚園を利用する市外在住児を含んでいます。

(イ) 学年別幼稚園の在籍割合の推移

学年別幼稚園の在籍割合の推移をみると、3歳児、4歳児、5歳児の在籍割合は、ほとんど変化していません。令和6年度では3歳児は27.3%、4歳児は36.6%、5歳児は36.1%となっています。

【 学年別幼稚園の在籍割合の推移 】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3歳児(%)	23.7	28.4	26.7	28.0	31.7	27.3
4歳児(%)	38.4	34.2	35.9	33.0	32.6	36.6
5歳児(%)	37.9	37.4	37.4	39.0	35.7	36.1

ウ 保育施設の状況

(ア) 保育施設の利用定員数と在籍者数の推移

保育施設の利用定員数と在籍者数の推移をみると、利用定員数はほぼ横ばいで推移する一方、在籍者数は令和元年度の4,448人が令和6年度には4,378人とやや減少しており、在籍割合も令和元年度の99.1%が令和6年度には97.4%へと低下しています。

【 保育施設の利用定員数と在籍者数の推移 】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用定員数（人）	4,490	4,485	4,485	4,495	4,509	4,495
保育施設在籍者数（人）	4,448	4,376	4,396	4,358	4,333	4,378
在籍割合（%）	99.1	97.6	98.0	97.0	96.1	97.4

資料：保育課（各年4月1日現在）

※ 在籍者数には、市外保育施設を利用する市内在住児童を含まず、市内保育施設を利用する市外在住児童を含んでいます。

(イ) 待機児童数の推移

待機児童数の推移をみると、過去6年間ににおいては4月時点、10月時点ともに待機児童は発生していません。

【 待機児童数の推移 】

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月
0歳児（人）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1歳児（人）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2歳児（人）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3歳児（人）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4歳児（人）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5歳児（人）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

資料：保育課（各年各月1日現在）

※ 待機児童とは、保育の必要性の認定（2号又は3号）を受け、特定教育・保育施設（認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く。）又は特定地域型保育事業の利用の申込みがされているが、利用していない者のこと（厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査要領」より引用）

※ 特定の保育所等を希望し、待機している場合等は待機児童数に含みません。

(2) 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）の状況

ア 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）の学年別入会児童数の状況

放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）の学年別入会児童数は、学年が上がるにつれて減少しています。入会児童数の8割を1～3年生が占めています。

【 学年別入会児童数の状況（令和6年5月1日現在） 】

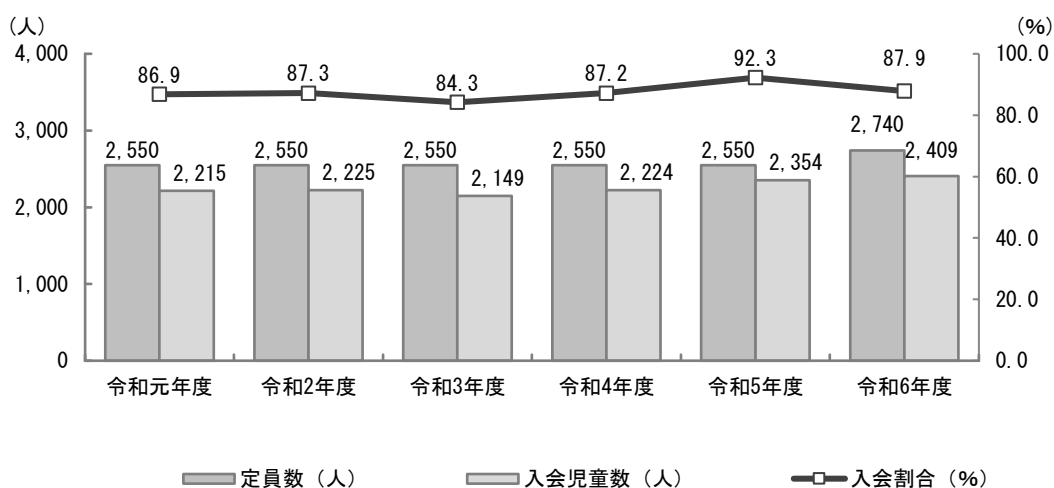
	1年生	2年生	3年生	1～3年生 合計	4～6年生 合計	入会児童数	定員数
合計（人）	768	620	499	1,887	522	2,409	2,740

資料：青少年課

イ 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）の入会児童数の推移

放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）の入会児童数、入会割合は令和3年度以降増加傾向にありましたが、令和6年度は定員数が増加されたため入会児童数の増加は続いているものの、入会割合は87.9%に低下しています。

【 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）の定員数と入会児童数の推移 】



資料：青少年課（各年5月1日現在）

3 子ども・子育て支援事業計画作成に係るニーズ調査の結果

計画の策定にあたり、子育て支援に関する市民の「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握し教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等の必要量の見込み、確保方策を検討するための基礎資料とするために、アンケート調査を実施しました。調査概要は以下のとおりです。

(1) 調査の概要

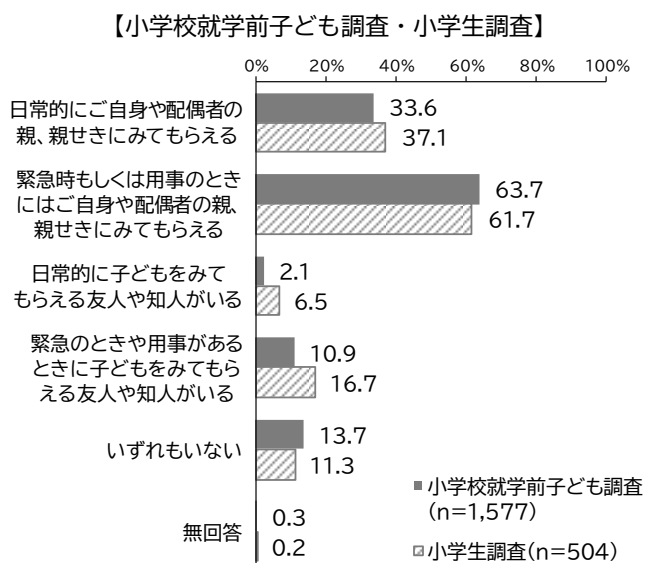
調査対象	(1) 市内在住の小学校就学前子どもがいる世帯 3,000 世帯 (2) 市内在住の就学児童（小学校1～3年生）がいる世帯 1,000 世帯 (コミュニティセンターエリア・年齢階層別に住民基本台帳から無作為抽出)
調査期間	令和6年1月22日から2月12日まで ※ 調査期間を2月29日まで延長
調査方法	郵送による配布・回収及びWeb調査

【回収率】

	配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
小学校就学前子どもがいる世帯	3,000 通	1,582 通	1,577 通	52.6%
就学児童がいる世帯	1,000 通	504 通	504 通	50.4%
合計	4,000 通	2,086 通	2,081 通	52.0%

(2) 子どもをみてもらえる親族・知人（複数回答）

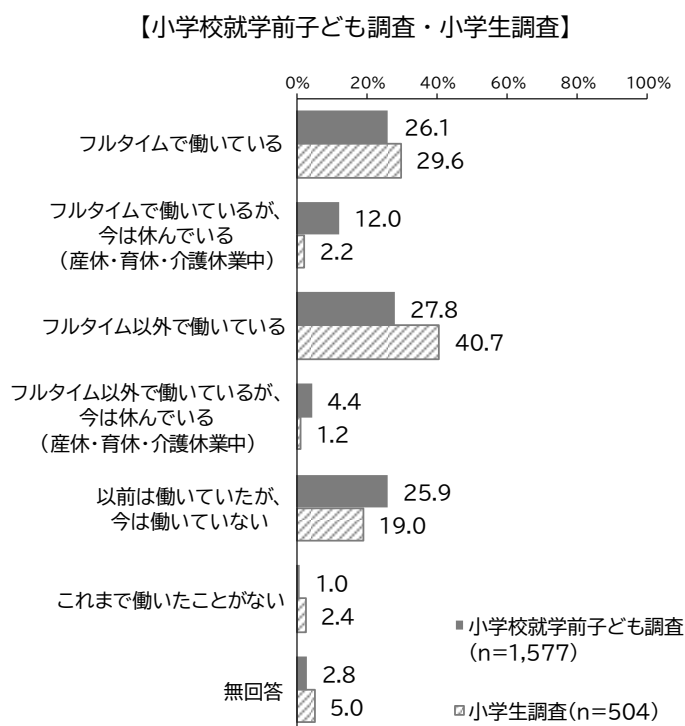
「緊急時もしくは用事のあるときにはご自身や配偶者の親、親せきにみてもらえる」の割合が最も高く（小学校就学前子ども 63.7%・小学生 61.7%）、次いで「日常のご自身や配偶者の親、親せきにみてもらえる」（小学校就学前子ども 33.6%・小学生 37.1%）の順となっており、「いずれもない」と答えた人は小学校就学前子ども調査で 13.7%、小学生調査で 11.3%となっています。



(3) 母親の就労状況

小学校就学前子ども調査では、「フルタイム以外で働いている」の割合が 27.8%で最も高く、次いで「フルタイムで働いている」の割合が 26.1%、「以前は働いていたが、今は働いていない」の割合が 25.9%となっています。

小学生調査では、「フルタイム以外で働いている」の割合が 40.7%と最も高く、次いで「フルタイムで働いている」の割合が 29.6%、「以前は働いていたが、今は働いていない」の割合が 19.0%となっています。



(4) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

ア 平日に利用している教育・保育事業（複数回答）

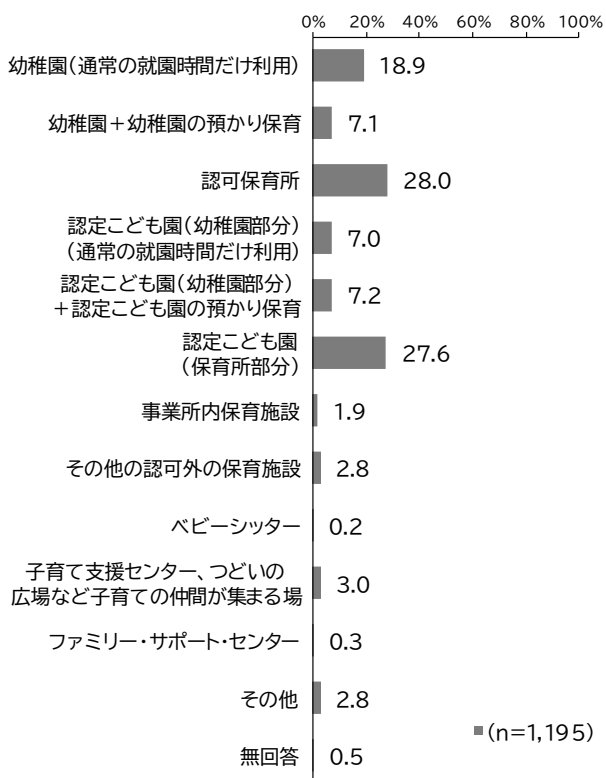
幼稚園や保育所等を定期的に利用している小学校就学前子どものうち、「認可保育所」の割合が28.0%と最も高く、次いで「認定こども園（保育所部分）」の割合が27.6%、「幼稚園（通常の就園時間だけ利用）」の割合が18.9%となっています。

イ 平日に利用したい教育・保育事業（複数回答）

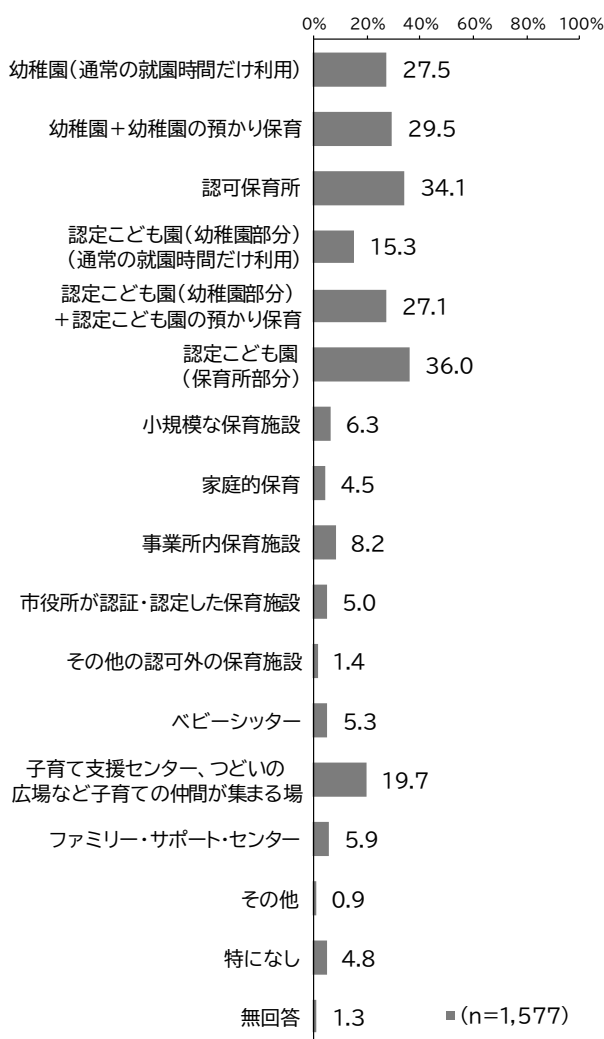
現在、利用している、利用していないにかかわらず、子どもの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業については、「認定こども園（保育所部分）」の割合が36.0%と最も高く、次いで「認可保育所」の割合が34.1%、「幼稚園＋幼稚園の預かり保育」の割合が29.5%となっています。

【小学校就学前子ども調査】

(ア)平日に利用している教育・保育事業



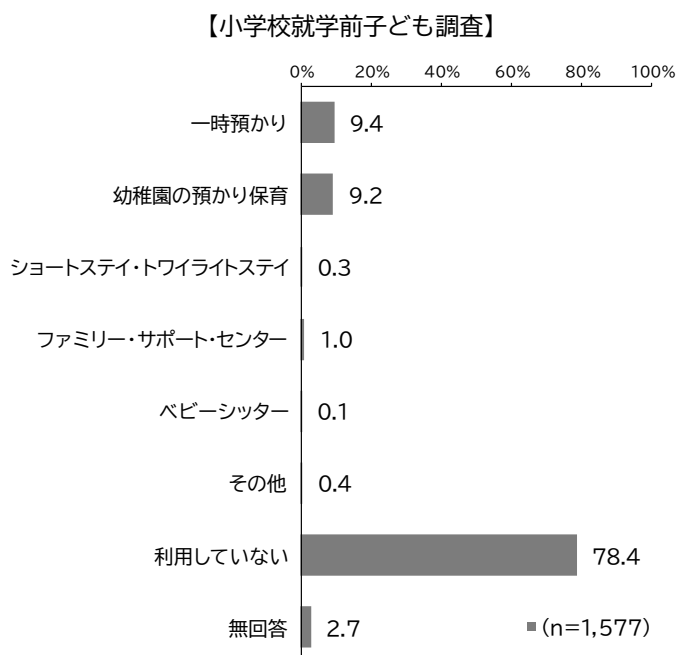
(イ)平日に利用したい教育・保育事業



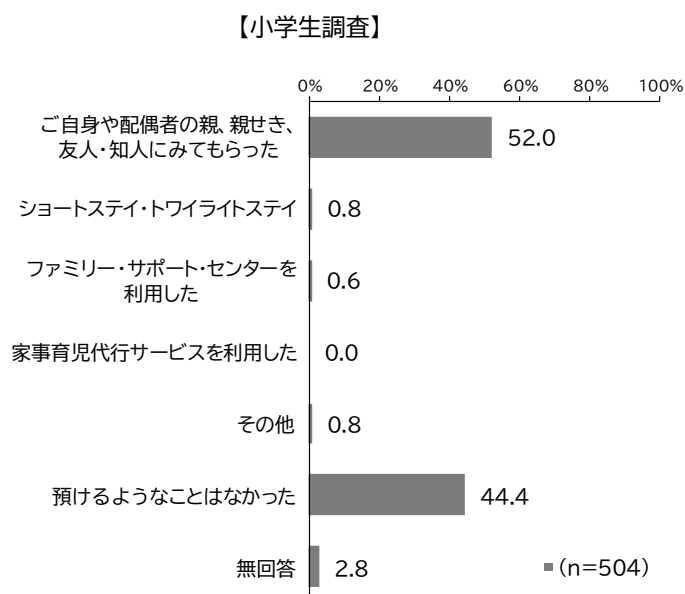
(5) 一時預かり事業等の利用状況について

ア 不規則な一時預かり事業等の利用状況（複数回答）

小学校就学前子ども調査で、日中の定期的な教育・保育以外に、私用、保護者の通院、不規則の就労等の目的で不規則に利用している事業については、「利用していない」の割合が78.4%と最も高く、次いで「一時預かり」の割合が9.4%、「幼稚園の預かり保育」の割合が9.2%となっています。



小学生調査で、私用、保護者の親の通院、不規則な就労等を理由に子どもを家族以外の誰かに一時的に預けたことがあるかについては、「ご自身や配偶者の親、親せき、友人・知人にみてもらった（同居している場合も含む）」の割合が52.0%と最も高く、次いで「預けるようなことはなかった」の割合が44.4%となっています。



イ 直近の1年間に病気等で幼稚園や保育所の通常の事業が利用できなかったこと、小学校を休まなければならなかったことの有無（単数回答）とその主な対処方法（複数回答）

小学校就学前子どもの家庭で、1年間に、子どもが病気やけがで幼稚園や保育所等の通常の事業が利用できなかったことが「あった」割合は、84.2%となっています。

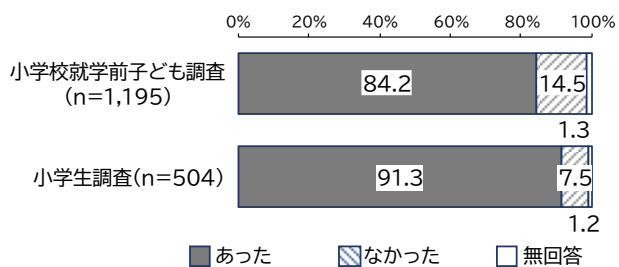
また、小学生の家庭で、小学校を休まなければならなかったことが「あった」割合は、91.3%となっています。

対処方法としては、小学校就学前子ども・小学生調査ともに、「母親が仕事を休んだ」の割合が最も高くなっています（小学校就学前子ども 73.7%・小学生 66.5%）。

小学校就学前子ども調査では、次いで「父親が仕事を休んだ」の割合が30.1%、「ご自身や配偶者の親、親せき、友人・知人にみてもらった（同居している場合も含む）」の割合が29.6%となっています。

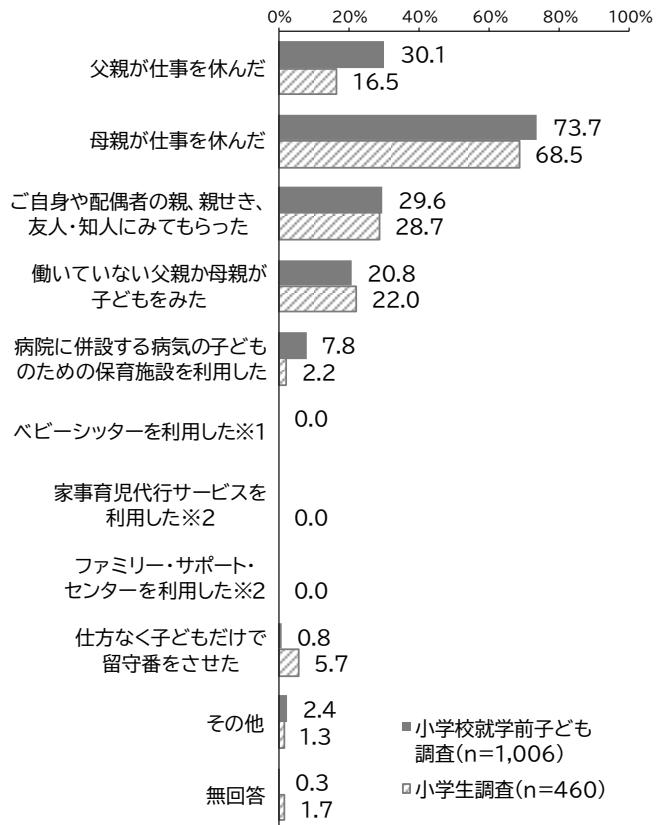
小学生調査では、次いで「ご自身や配偶者の親、親せき、友人・知人にみてもらった（同居している場合も含む）」の割合が38.6%、「働いていない父親か母親が子どもをみた」の割合が22.1%となっています。

【小学校就学前子ども調査・小学生調査】



※1 小学校就学前子ども調査のみの項目

※2 小学生調査のみの項目

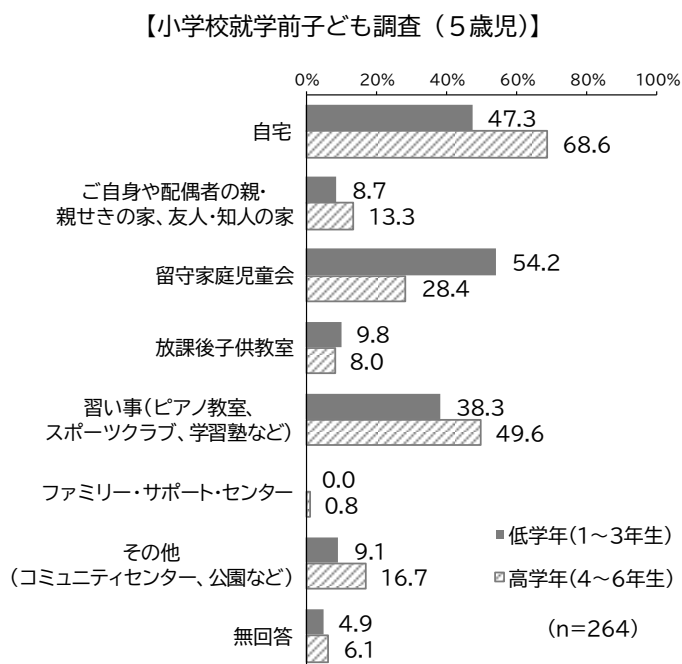


(6) 小学校就学後における放課後の過ごし方について

ア 保護者が希望する子どもが小学校に就学してからの放課後の過ごし方（複数回答）

5歳児の保護者が希望する小学校就学後における放課後（平日の小学校終了後）の過ごし方についてみると、低学年（1～3年生）の間は、「留守家庭児童会」の割合が54.2%と最も高く、次いで「自宅」の割合が47.3%、「習い事」の割合が38.3%となっています。

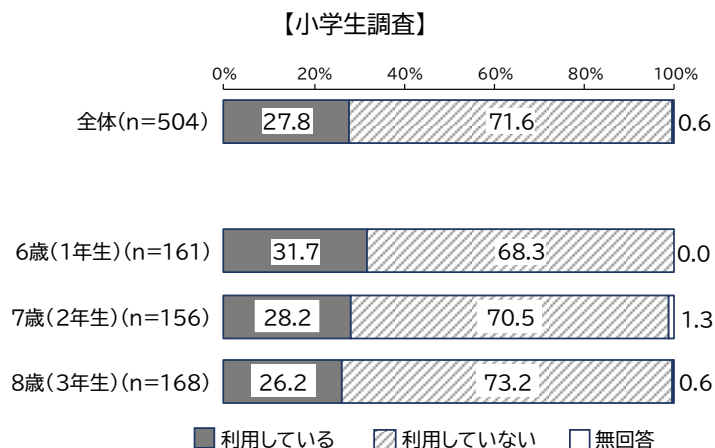
高学年（4～6年生）の間は、「自宅」の割合が68.6%と最も高く、次いで「習い事」の割合が49.6%、「留守家庭児童会」の割合が28.4%となっています。



イ 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）の利用状況

小学生調査における留守家庭児童会の利用状況は、「利用している」の割合が27.8%、「利用していない」の割合が71.6%となっています。

子どもの年齢別にみると、6歳（1年生）、7歳（2年生）、8歳（3年生）のいずれも、「利用している」の割合は約3割となっています。



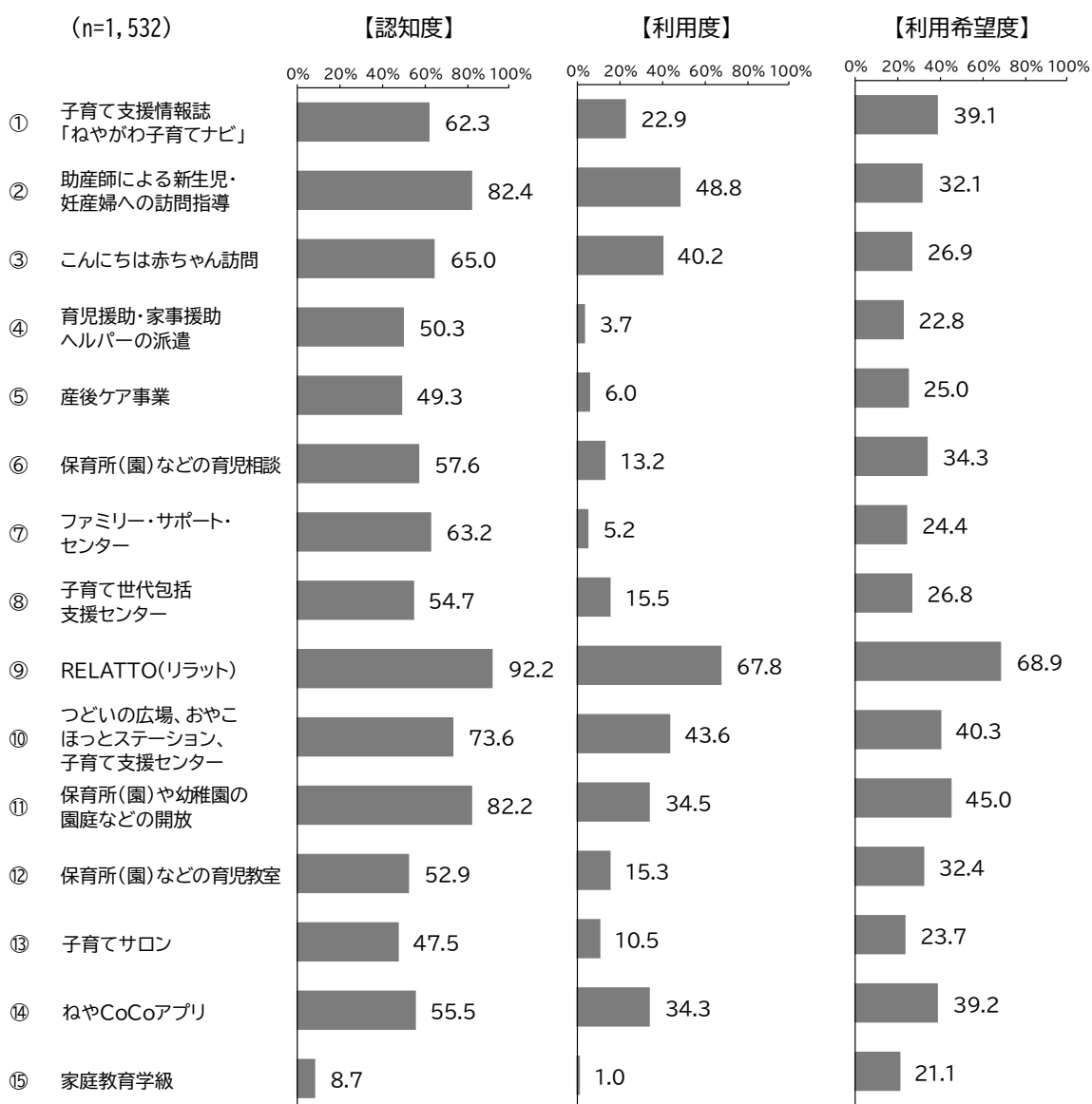
(7) 子育て支援事業の認知度・利用度・利用希望度

子育て支援事業については、「助産師による新生児・妊産婦への訪問指導」、「RELATTO（リラット）」、「保育所（園）や幼稚園の園庭などの開放」を「知っている」と答えた人が8割を超えています。

利用したことがある人は、「RELATTO（リラット）」の割合が67.8%と最も高く、次いで「助産師による新生児・妊産婦への訪問指導」の割合が48.8%、「つどいの広場、おやこほっとステーション、子育て支援センター」の割合が43.6%となっています。

今後の利用希望については、「RELATTO（リラット）」の割合が68.9%と最も高く、次いで「保育所（園）や幼稚園の園庭などの開放」の割合が45.0%、「つどいの広場、おやこほっとステーション、子育て支援センター」の割合が40.3%となっています。

【小学校就学前子ども調査】

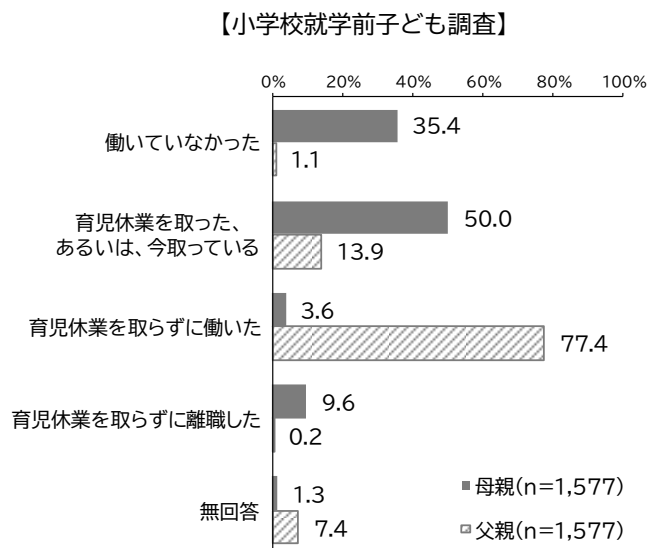


(8) 育児休業など職場の両立支援制度について

ア 育児休業の取得状況と取得期間

(ア) 育児休業の取得状況

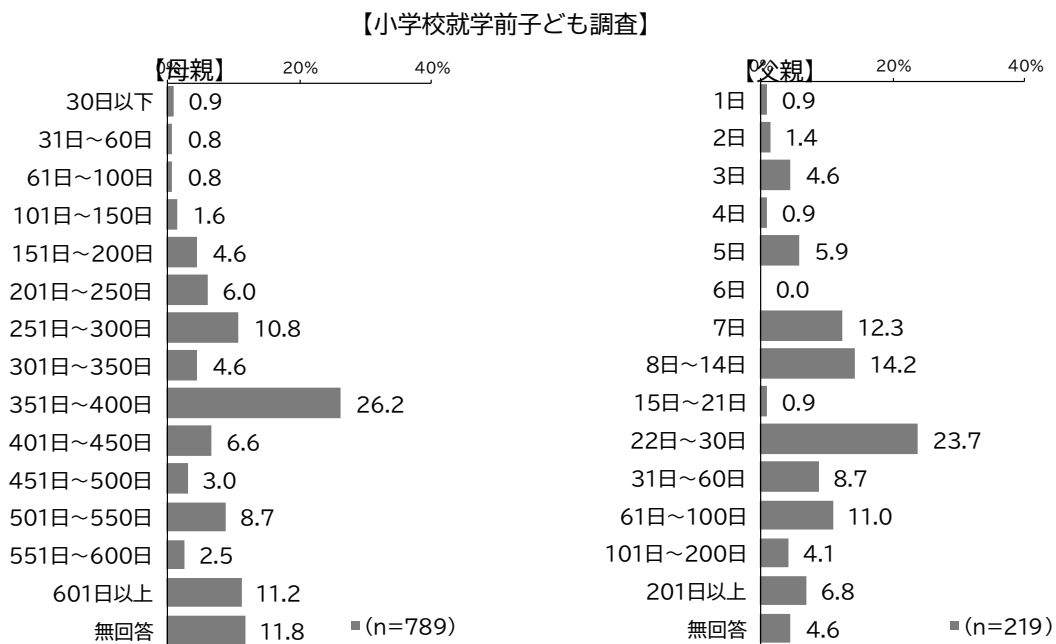
小学校就学前子ども調査において、「育児休業を取った、あるいは、今取っている」と答えた人は、母親が50.0%、父親は13.9%となっています。



(イ) 育児休業の取得期間

育児休業の取得期間は、母親については、「351日～400日」の割合が26.2%と最も高く、次いで「601日以上」の割合が11.2%となっています。

父親については、「22日～30日」の割合が23.7%と最も高く、次いで「8日～14日」の割合が14.2%となっています。

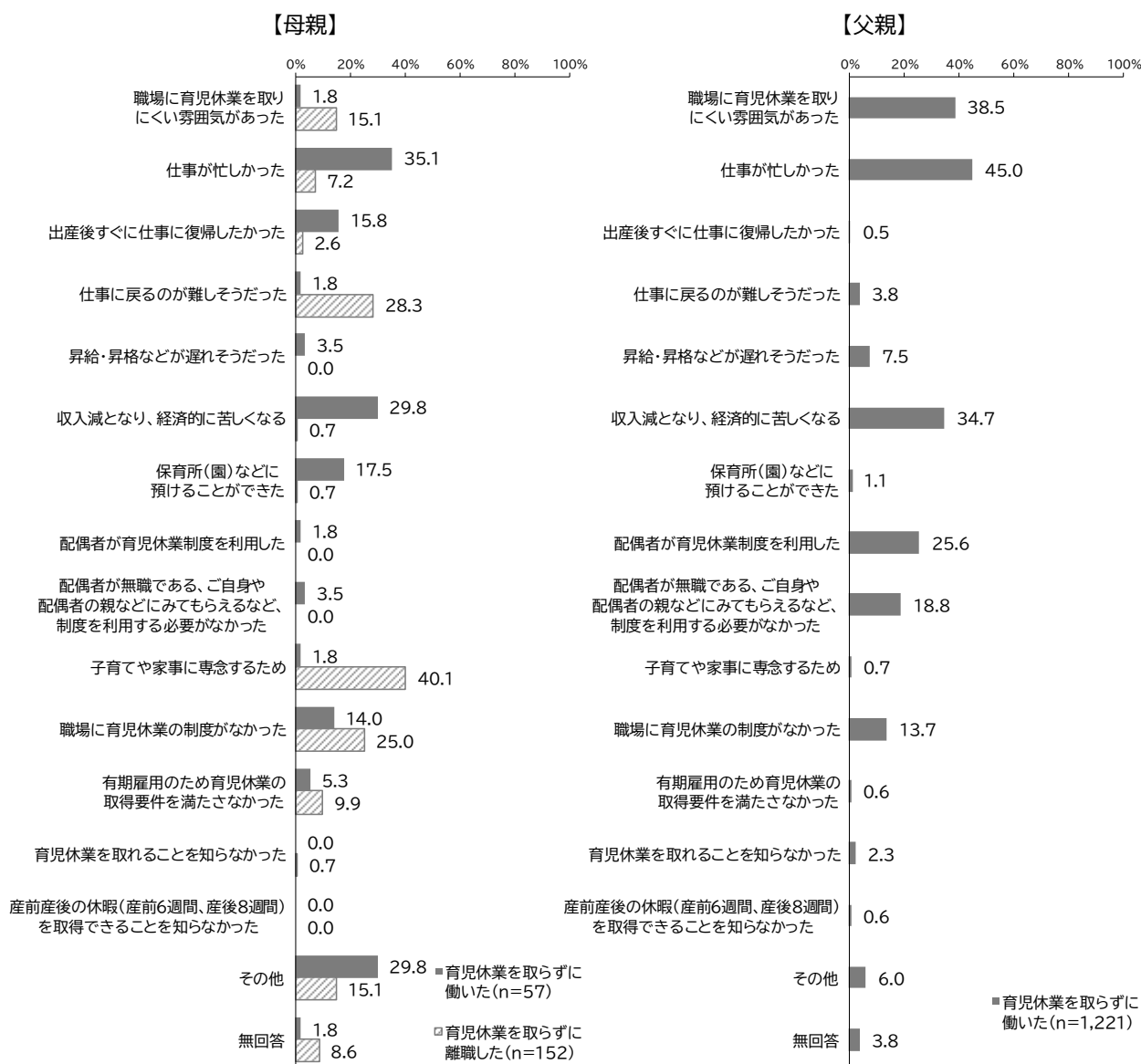


イ 育児休業を取得しなかった理由

母親が育児休業を取らずに働いた理由は、「仕事が忙しかった」の割合が35.1%と最も高く、次いで「収入源となり、経済的に苦しくなる」と「その他」の割合がともに29.8%、「保育所（園）などに預けることができた」の割合が17.5%となっています。育児休業を取らずに離職した理由は、「子育てや家事に専念するため」の割合が40.1%と最も高く、次いで「仕事に戻るのが難しそうだった」の割合が28.3%、「職場に育児休業の制度がなかった」の割合が25.0%となっています。

父親が育児休業を取らずに働いた理由は、「仕事が忙しかった」の割合が45.0%と最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が38.5%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」の割合が34.7%となっています。

【小学校就学前子ども調査】



ウ 1日あたりの子どもと過ごす平均時間

1日あたりの子どもと過ごす平均時間は、小学校就学前子ども調査の母親では、平日が7.7時間、休日が13.5時間、父親では、平日が2.8時間、休日が11.6時間となっています。

小学生調査の母親では、平日が5.4時間、休日が12.8時間、父親では、平日が2.4時間、休日が10.7時間となっています。

【小学校就学前子ども調査・小学生調査】

	母親		父親	
	平日	休日	平日	休日
小学校就学前子ども調査	7.7	13.5	2.8	11.6
小学生調査	5.4	12.8	2.4	10.7

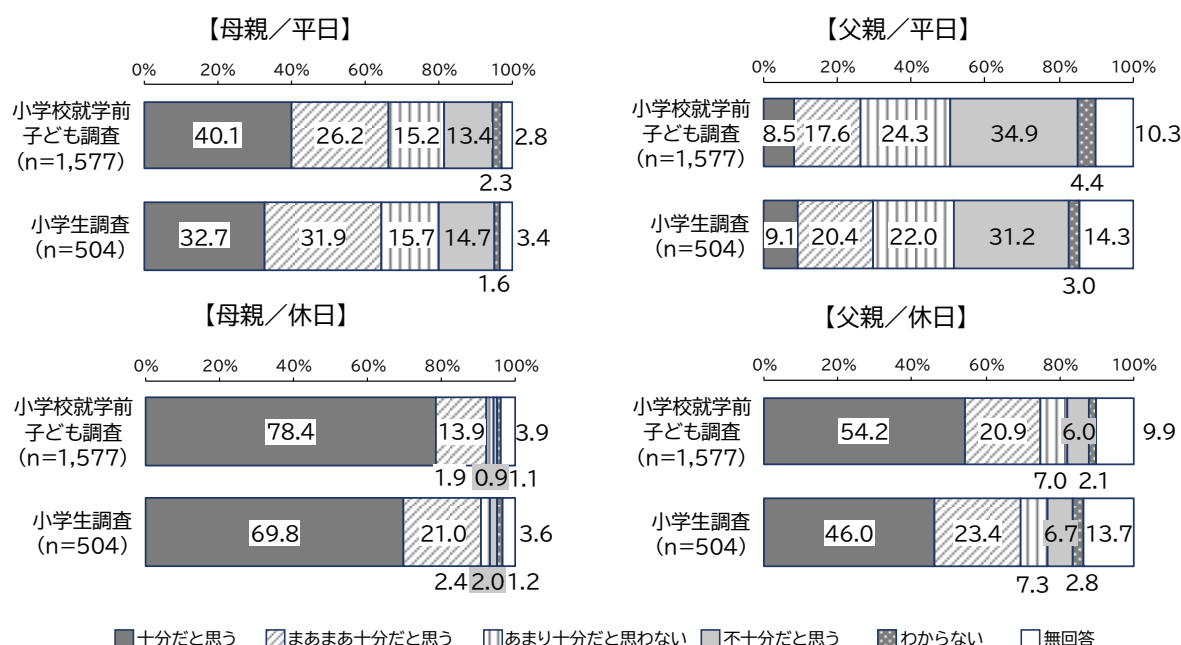
(時間)

エ 子どもと一緒に過ごす時間は十分だと思うか

子どもと一緒に過ごす時間について、「十分だと思う」又は「まあまあ十分だと思う」と答えた人の割合をみると、休日については母親で約9割（小学校就学前子ども 92.3%・小学生 90.8%）、父親でも約7割（小学校就学前子ども 75.1%・小学生 69.4%）と高くなっています。

一方、平日については、母親は約6割（小学校就学前子ども 66.3%・小学生 64.6%）が「(まあまあ) 十分だと思う」と感じているのに対し、父親は3割未満（小学校就学前子ども 26.1%・小学生 29.5%）にとどまっています。

【小学校就学前子ども調査・小学生調査】



4 「寝屋川市子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況

本市では、「子ども・子育て支援法」に基づき「寝屋川市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼稚園や保育所等の整備、地域子ども・子育て支援事業の実施について、量の見込みを算出し、提供体制と確保方策を定めてサービスの提供に取り組んできました。

(1) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の進捗

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の事業量については、国の指針に基づき、計画中間年度の令和4年度に見直しを行いました。当初見込みと実績値との差や今後の事業の方向性を勘案して見直しを行った結果、当初見込みの修正を行いました。

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）	在籍者数実績(人)	2,276	2,102	1,897	1,792	1,677
	当初見込み	2,301	2,117	1,941	1,887	1,856
	中間見直し				↓1,843	↓1,789
	実施箇所数実績(箇所)	30	31	31	34	37
	当初見込み	30	30	30	30	30
	中間見直し				34	34
保育所、認定こども園（保育所部分）	在籍者数実績(人)	4,411	4,434	4,401	4,358	4,435
	当初見込み	4,493	4,529	4,505	4,388	4,282
	中間見直し				↓4,320	↓4,225
	実施箇所数実績(箇所)	53	54	54	55	55
	当初見込み	53	53	53	53	53
	中間見直し				54	54
利用者支援事業	実施箇所数実績(箇所)	6	6	6	6	7
	当初見込み	6	6	6	6	6
	中間見直し				6	↑7
延長保育事業	利用者数実績(人)	1,812	1,813	2,035	1,837	1,981
	当初見込み	2,765	2,683	2,592	2,512	2,449
	中間見直し				↓2,074	↓1,981
	実施箇所数実績(箇所)	48	43	45	49	49
	当初見込み	44	44	44	44	44
	中間見直し				49	49
放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）	利用者数実績(人)	1,743	1,751	2,224	2,354	2,409
	当初見込み	2,210	2,118	2,069	2,005	1,943
	中間見直し				↑2,272	↑2,274
	実施箇所数実績(箇所)	24 (45 区画)	24 (55 区画)	24 (63 区画)	24 (70 区画)	23 (71 区画)
	当初見込み	24 (62 区画)	24 (62 区画)	24 (62 区画)	24 (62 区画)	24 (62 区画)
	中間見直し				24 (62 区画)	24 (62 区画)
	利用者数実績(人)	52	121	91	47	48
	当初見込み	131	126	122	119	115
子育て短期支援事業	中間見直し				↑140	↓48
	実施箇所数実績(箇所)	7	8	8	8	7
	当初見込み	4	4	4	4	4
	中間見直し				8	7

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	出生数実績(人)	1,478	1,470	1,392	1,367	1,400
	当初見込み	1,583	1,532	1,484	1,430	1,383
	中間見直し				1,430	1,400
	訪問数実績(人)	1,111	1,200	1,184	1,202	1,300
	当初見込み	1,377	1,333	1,291	1,244	1,203
	中間見直し				1,145	1,300
養育支援訪問事業	訪問数実績(人)	92	100	98	88	143
	当初見込み	100	100	100	100	100
	中間見直し				100	143
	委託団体数実績(団体)	9	9	9	10	11
	当初見込み	10	10	10	10	10
	中間見直し				9	11
地域子育て支援拠点事業	利用者数実績(人)	40,332	49,750	72,944	74,038	74,038
	当初見込み	150,777	148,368	146,377	141,464	136,775
	中間見直し				147,705	174,038
	実施箇所数実績(箇所)	12	12	12	12	12
	当初見込み	12	12	12	12	12
	中間見直し				12	12
一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）	利用者数実績(人)	43,230	41,257	2,397	19,991	19,991
	当初見込み	64,813	62,081	58,785	57,134	56,172
	中間見直し				57,134	19,991
	実施箇所数実績(箇所)	26	26	6	11	11
	当初見込み	26	26	26	26	26
	中間見直し				27	11
一時預かり事業（保育所等の一時預かり）	利用者数実績(人)	2,295	3,050	3,651	3,985	3,985
	当初見込み	5,208	4,810	4,497	4,310	4,168
	中間見直し				12,535	13,985
	実施箇所数実績(箇所)	8	7	9	9	9
	当初見込み	9	9	9	9	9
	中間見直し				9	9
病児保育事業	利用者数実績(人)	3,584	5,850	7,298	7,836	7,439
	当初見込み	5,915	5,740	5,546	5,375	5,241
	中間見直し				16,051	17,439
	実施箇所数実績(箇所)	19	20	22	22	23
	当初見込み	19	19	19	19	19
	中間見直し				22	23
ファミリー・サポート・センター事業	利用者数実績(人)	743	806	1,711	2,733	2,733
	当初見込み	2,319	2,260	2,197	2,127	2,068
	中間見直し				1,439	12,733
妊婦健康診査	対象人数実績(人)	1,422	1,484	1,723	1,606	1,440
	当初見込み	1,532	1,484	1,430	1,383	1,338
	中間見直し				1,383	1,440
	健診回数実績(回)	17,597	17,929	16,193	15,828	16,992
	当初見込み	18,384	17,808	17,160	16,596	16,056
	中間見直し				16,596	16,992
実費徴収に係る補足給付を行う事業	利用者数実績(人)	263	254	234	162	155
	当初見込み	335	309	283	275	271
	中間見直し				217	155

※ 「幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）」、「保育所、認定こども園（保育所部分）」、「利用者支援事業」、「放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）」以外の事業の令和6年度実績は、実績見込み値です。

(2) 基本方針に基づく具体的施策（関連事業）の進捗

「第2期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画」においては、子ども・子育て支援施策の推進にあたり「子どもの笑顔を育むまち ねやがわ」を基本理念として、4つの基本方針を定めて、具体的施策に取り組んできました。

前期計画期間における4つの基本方針ごとの主な取組と課題は以下の通りです。

基本方針1 妊娠期からの子育てを支える

【第2期期間に開始した新たな取組】

- 令和6年度より子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の両方の機能を統合し、一体的・包括的に現状把握等を行い、これまで以上に個々の家庭に応じた切れ目のない支援を提供するために、こども家庭センター「ねやっこ相談ステーション」を設置し、多様な主体との連携を図りながら各種相談事業等に努め、個々の家庭の状況に応じた包括的な支援体制を構築しています。
- ICTを活用した子育て支援の充実を図るため、令和4年度より母子健康手帳の記録、子育て情報の配信、子どもの成長記録の管理などの機能を有する母子健康手帳アプリを導入しています。
- 子育ての負担感や孤立感が強く、リフレッシュが必要な保護者に対して、令和4年度より一時預かり事業を無料で利用できる「子育てリフレッシュカード」を配布しています。
- 令和5年2月より、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出産届出を提出した方に給付金の支給を行っています。
- 妊娠を望む夫婦の経済的負担を軽減するため、令和6年度より、不妊治療（保険算定の対象となる生殖補助医療に限る）に要した費用の一部を助成しています。

【主な取組】

- 母子ともに健やかな状況を確認し、疾病等の早期発見を行うための健康診査体制が確保できるよう、府内最高レベルの妊婦健康診査助成限度額の設定、産婦健康診査・新生児聴覚検査の助成を実施しています。
- 子育て家庭が必要な情報を入手できるよう、「ねやがわ子育てナビ」の発行や、メール、アプリ、LINE、乳児家庭全戸訪問事業、利用者支援事業など、様々な媒体・機会を用いて、子育てに関する情報を発信しています。
- 事業主や市民への育児・介護休業制度の利用等に関する周知・啓発や、父親も参加しやすい講座・イベントの実施、子育て中の女性を対象に就労相談を行う「出張マザーズコーナー」の開設等、様々な事業を通じて、性別を問わず、ワーク・ライフ・バランスを実現できる環境づくりに取り組んでいます。

【課題】

- こども家庭センター「ねやっこ相談ステーション」については、すべての妊産婦、子育て家庭、子どもの包括的な相談支援等を行う機関として、関係機関等と連携を図り、個々の家庭に応じた切れ目のない支援を充実する必要があります。

- 母子健康手帳アプリについては、周知を行い、ダウンロード件数を増加させるとともに、利用者のニーズに応じて機能の追加や改良を行う必要があります。
- 不妊治療費の一部助成について、支援を必要とする家庭が利用できるよう、事業の更なる周知に取り組むことが必要です。
- 母子ともに健やかな状況を確認し、疾病等の早期発見を行うための健康診査が確保できるよう、事業の継続実施が必要です。
- 子育てに関する情報提供について更なる周知を行うとともに、市民が必要とする情報を的確に入手できるよう、情報発信の方法や内容を検討する必要があります。
- ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた各種講座・イベント等については、市民が参加しやすい方法や、興味を持てる内容の検討を行い、より多くの人に参加してもらえよう取り組む必要があります。

基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える

【第2期期間に開始した新たな取組】

- 平成28年から開始している「待機児童ZEROプラン」について、令和6年4月には、年間を通じた待機児童ゼロの継続、子育てしやすい環境整備や保育士確保を一層進めていくことに重点を置いた「待機児童ZEROプランR6」へ変更し、取り組みを進めています。
- 令和5年10月より、市独自の子育て支援策として第2子以降の児童に係る保育所等保育料を無償化し、子育て世代の経済的負担の軽減を図っています。
- これまで小・中学校において取り組んできた「寝屋川教育」を0歳から15歳までの一貫教育・保育の実現につなげるため、令和4年度に「寝屋川市就学前教育・保育プログラム（ねやっCo-エージェンシー・プログラム）」を作成しました。プログラムに基づき、令和6年度より子どもたちの生きる力を育むエージェンシー型教育の実践に向けて取り組んでいます。
- 令和4年度より「With Books事業（HOPステージ）」として、乳幼児への絵本贈呈や市内保育所等の児童・保護者、職員を対象とした絵本に関する講習会の実施、市内保育所等の児童が市立中央図書館を訪問する機会づくり等を行い、乳幼児期から本に親しむ環境の充実を図っています。
- 令和4年度より「バイバイおむつ事業」を開始し、保育所等における使用済みおむつの持ち帰りを不要とすることで、保護者の負担軽減につなげています。

【主な取組】

- 第2子目以降の児童に係る保育所等保育料の無償化や、市立保育所・認定こども園における布団のレンタルサービス、紙おむつの定額制利用サービスの導入等を通じて、子育て家庭の負担軽減を図っています。
- 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）は、土曜日開所の拡充や児童会室の設備の修繕等、よりよい環境づくりに取り組んでいます。
- 児童発達支援センターや児童発達支援事業所による支援を実施するとともに、幼稚園、保育所等における発達支援を実施しています。

【課題】

- 引き続き、保育ニーズの高まりに対応し、年間を通じた待機児童の解消に取り組むことが必要です。また、保育士等の確保方策を図るとともに、将来を見据え、保育の質の向上を図ることが必要です。
- 絵本に関する講習会や児童の市立中央図書館への訪問等については、市内就学前施設に対象を広げ、事業の拡大を図ることが必要です。
- 「バイバイおむつ事業」については、市内すべての保育施設で実施できるよう、引き続き取り組みを推進します。
- 子育て家庭への負担軽減に向けた取り組みの継続的な実施、周知を行うとともに、保育所等保育料の完全無償化の実施検討に向けて、近隣市町村等の動向について調査・研究を行う必要があります。
- 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）における保育環境の向上を図るため、余裕教室の確保や指導員の確保が必要です。
- 地域における障がい児支援の中核的機関として、児童発達支援センターの機能向上を図るとともに、療育を専門とする専門職等の確保・育成が必要となっています。

基本方針3 地域で子育てを支える

【第2期期間に開始した新たな取組】

- 多子世帯応援事業として、第2子以降の子どもに係るキッズ・スマイル・パークの使用料、ファミリー・サポート・センターの利用料を減免し、多子世帯の経済的負担の軽減を図っています。

【主な取組】

- 子育て支援センターやつどいの広場、幼稚園や保育所の開放等、様々な機会・場を通じて、交流の場の提供や子育てに関する相談、情報提供等を行っています。また、保護者と子どものリフレッシュを図るため、RELATTO（リラット）において、遊びスペースの提供や一時預かり事業等を実施しています。
- 子育て応援サポーター（保育士）による子育て支援施設への同行等を実施し、子育て家庭の孤立防止に取り組んでいます。また、地域において子育て支援を担う人材（子育て応援リーダー）の育成に取り組み、子育て中の保護者の不安や負担感の軽減につなげています。
- 養育支援が必要な家庭への訪問支援や養育困難家庭等に対する育児援助・家事援助ヘルパーの派遣、相談事業等を通じて、支援が必要な保護者、子どもへのサポートを行っています。
- 子育てサロン等、地域の子育て支援団体と連携した取り組みや、子育てに関する自主サークル、ボランティアグループ等の立ち上げ支援、子どもの安全見守り活動の実施等を通じて、地域全体で子育て支援に取り組む環境づくりに取り組んでいます。また、赤ちゃんの駅の設置など、乳幼児を連れた保護者が外出しやすい環境整備に取り組んでいます。

【課題】

- 多子世帯応援事業について、多子世帯に施設を適切に利用してもらえるよう、制度の啓発・周知に努める必要があります。

- RELATTO（リラット）については、利用者のニーズに応じた講座、イベント等を実施し、満足度の向上と利用促進につなげる必要があります。また、地域の子育て支援拠点と連携を密にし、利用者の増加につなげる取組が必要です。
- 子育て応援リーダーについては、様々な活動に対応できるよう、研修会等を通じて資質の向上に取り組む必要があります。
- 支援が必要な子育て家庭は増加傾向にあるとともに、抱える課題が多様化している状況があります。引き続き、関係機関と連携し、訪問支援や相談支援等を通じて、きめ細かな支援に取り組む必要があります。
- 子育てしやすい環境の充実に向けて、子育て支援を行う人材の発掘、育成を行う必要があります。また、子育てサロンや子育てサークル、赤ちゃんの駅等の地域の様々な取り組みについて、更なる周知を図ることが必要です。

基本方針4 支援が必要な家庭を支える

【第2期期間に開始した新たな取組】

- ヤングケアラーへの支援を充実するために、ヤングケアラー支援対応職員（社会福祉士等）を配置し、個々の状況に応じて、その子どもが置かれた家庭に対して適切な支援につないでいます。

【主な取組】

- 児童虐待の未然防止や早期発見、早期対応を図るため、要保護児童対策地域協議会の充実を図るとともに、児童虐待防止のための研修・啓発の実施や相談体制・ケース対応の充実を図るなど、児童虐待防止対策の充実に努めています。
- ひとり親家庭に対して母子・父子自立支援員による相談や、各種事業（母子生活支援施設への入所支援、児童扶養手当の支給、地域就労支援、ひとり親家庭医療費の助成など）を実施し、ひとり親家庭の自立支援を行っています。
- 貧困の状況にある子どもが健やかに成長できるよう、学校費用に困っている保護者への援助や生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援を行っています。
- スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置や青少年の相談窓口の設置、青少年の居場所づくり等を通じて、青少年やその保護者の抱える悩みについて相談を受け、必要に応じて適切な支援につなげるよう取り組んでいます。

【課題】

- ヤングケアラーへの支援について、早期の発見・解決を図るために、関係機関との連携をより強化していく必要があります。
- 児童虐待の発生予防、早期発見及び子どもとその家族への適切な援助を引き続き行うために、関係機関との連携をより一層強化し、妊娠期からの切れ目のない支援を充実していくことが必要です。
- ひとり親家庭等への支援の充実に向け、自立支援員の増員について検討する必要があります。また、支援を必要とする家庭が適切な支援につながるよう、引き続き、相談窓口の周知等に取り組む必要があります。
- 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右され、経済的困難な状況が世代を超えて連鎖することがないように、引き続き、子どもの貧困対策の取組を国・大阪府と連携し推進することが必要です。